

生活困窮者自立支援制度における利用勧奨と情報提供

○ 国立社会保障・人口問題研究所 黒田有志弥 (会員番号 8948)

キーワード3つ：生活困窮者自立支援制度、利用勧奨、情報提供

1. 研究目的

平成30年2月9日に第196回国会に提出された「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」により、生活困窮者自立支援制度の改正（以下、「本改正」）が予定されている。本改正の趣旨は多岐にわたるが、その中で、注目される事項の1つは、生活困窮者自立支援制度における各事業の実施責任主体（以下「自治体等」）の、要保護者となるおそれが高い者への情報提供義務等（新23条）、及び、各部局で把握した生活困窮者に対して自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務（新8条）が創設されることである。

従来、生活上の困難を抱える者あるいは世帯への情報提供あるいは教示に関する主たる法的問題は、当該者による自治体窓口への相談など、住民のアクセスを契機とした場合の担当職員等の情報提供や教示義務の内容や義務違反の有無であった。他方で、広報などの一般的な情報提供や、支援を必要とする者に対するアウトリーチ等に関しては基本的に法的義務とされていない（もちろん実務上は、自治体職員等が生活上の困難を抱えている者を発見した場合は、利用可能な制度等によりその者に対する支援を図っている例も多い）。そのような中で、本改正による情報提供義務等や利用勧奨等の努力義務は、生活困窮者自立支援制度の各事業に関しての相談等で把握した生活困窮者ではない者に対しても、情報提供等を行い、各事業の利用勧奨等を行うことを明文化している点で意義を有する。しかしながら、その法的な内容については必ずしも明らかではなく、住民の生活支援に関する自治体等の責任の範囲を明確化する観点からも検討が必要である。

このような問題意識の下に、本研究は、生活困窮者自立支援制度における各事業の実施責任主体の、要保護者となるおそれが高い者への情報提供義務等（新23条）、及び、各部局で把握した生活困窮者に対して自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務（新8条）に着目し、その法的意義及び機能について明らかにする。

2. 研究の視点および方法

従来の社会保障・社会福祉の各制度の実施運営主体等が負う広報、情報提供、教示等の義務に関する知見を整理し、関連する事例（裁判例）の分析を行った上で、生活困窮者自立支援法の改正によって新設される、情報提供等及び利用勧奨等について、その内容を明らかにするとともに、自治体職員へのヒアリング等を参考にして、今後の生活困窮者自立

支援制度の運営のあり方について検討した。

3. 倫理的配慮

研究の実施に際して、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守した。ヒアリング調査の実施にあたっては、学術的使用に限ること、回答の拒否も自由であること、回答内容は自治体、個人が特定されることのないかたちで整理・分析されることをあらかじめ伝え、回答者の同意を得た上で行った。

4. 研究結果

本改正における利用勧奨等と情報提供等の新設は、前者が自治体の事務の遂行において、生活困窮者を把握した場合には、当該生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援制度の各事業等を利用することを勧奨し、後者が、その生活困窮者の中でもとりわけ要保護者となるおそれが高い者に対しては事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるとするもので、生活困窮者の把握から、実際の支援を円滑に行うまでの枠組みを設定するものであると評価できる。

生活困窮者自立支援制度に新設される利用勧奨は、生活困窮者に関する部局横断的な情報共有を前提とするものである。ヒアリング調査からは、それが可能な体制整備と円滑な運営方法の確立、また、個々の自治体職員が住民の生活に対して意識し、その問題を的確に把握する資質の涵養が必要であることが示唆された。

情報提供義務は、従来の事例の分析によれば、情報提供義務に係る明確な根拠条文がない事案と、それがあつた事案に大別される。本改正によって設けられた情報提供等は後者に属するが、他の制度と比較するとその情報の内容に特徴がある。すなわち、例えば単に客観的な受給要件に関する情報提供にはとどまらず、その生活困窮者の状況に即した情報提供が必要となり、その情報提供が法的に妥当なものであるか否かについても個別具体的に判断されることになる。

5. 考察

本改正による利用勧奨等と情報提供等の新設は、生活困窮者の把握から、実際の支援を円滑に行うまでの枠組みを設定するもので、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者に適切な支援を実施することに資する。しかしながら、とりわけこれまでそのような取組みをしてこなかった自治体等にとっては、実施体制の整備、円滑な運営方法の確立、それに対応しうる人材の育成が重要な課題である。また、自治体等有している住民の情報を生活困窮者の把握に活用するために情報の共有化を図るとしても、適切な情報管理体制の確立など、付随する諸問題への対処も必要となる。実際に生活困窮者に適切な支援が行われるか制度の運用等を注視し、制度枠組みのあり方を考察すべきである。